

# 今から考えよう！ わが家の将来

空き家対策に関する情報  
を市ホームページで  
公開しています▶



住宅は、人が住まなくなり、空き家になると急激に劣化します。  
空き家の適切な管理がされない状況が続くと、第三者に損害を与えてしまう可能性があります。

## ● 空き家による被害例

### 草木による被害

手入れがされていない草木が道路に伸びて歩行者などの通行を妨げたり、倒れて空き家や隣家を傷めたりすることもあります。

### 屋根材・外壁材の落下飛散被害

強風や大雪などにより、建築部材が落下、飛散することで、通行人にけがを負わせたり、隣家や車を傷つけることがあります。

### 放火による被害

空き家だから火災の心配はないと思っているのは間違いです。火災の原因第2位は「放火」です。人が住んでいない空き家は放火犯の絶好的になってしまいます。

### 害虫害獣による被害

空き家は虫や動物の絶好のすみかになります。住み着かれると、ふん尿で天井や床が腐り、抜け落ちることがあります。また、電気を通したままにすると、配線をかじられ、電気ショートを起こし、火災になることがあります。

これらの被害は全て空き家の所有者、相続人の責任となり、損害賠償請求を受けることもあります。  
そうならないために、  
**住宅の将来について話し合っておくことが大切です。**



## ● 話し合いで重要な4つのポイント

### 01 誰に引き継ぐ？

相続が決まらず、管理不全で問題が発生すると、全ての相続人に責任が生じます。

### 02 片付けはどうする？

話し合いのきっかけづくりとして、物の整理から始めるとよいでしょう。

### 03 ご近所さんとのお付き合いは？

普段から良好な関係を築き、何かあったときのために連絡先を伝えておくといよいでしょう。

### 04 活用それとも解体？

空き家になったらどうするか、話し合っておきましょう。市では、「空き家バンク」「除去補助金」「家財道具片付け補助金」の制度があります。早めの決断がポイントです。

4つのポイントの中で、気軽に始めることができる  
空き家予防は片付けです。

#### メリット1

解体する場合、費用が削減できる

#### メリット2

空き家の売買・賃貸がしやすくなる

まずは、片付けから始めてみませんか。



#### 問い合わせ

富岡市役所建築課住宅係

群馬県富岡市富岡 1460-1

☎ 0274-62-1511 (☎内線 1325)